

令和7年度

# 第1回五泉市国民健康保険運営協議会

## 参考資料

	頁
1. 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
2. 国民健康保険税の収納状況	3
3. 療養諸費及び高額療養費の推移	4
4. 被保険者数の推移	5
5. 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移	6
6. 疾病中分類（130項目）別の件数、費用額の上位5疾病	7
7. 決算状況調べ・基金状況調べ	9





五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第14条の6及び第14条の7 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、1</p>	<p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第14条の6及び第14条の7 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、1</p>

7万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

2・3 (略)

第15条の2～第21条 (略)

7万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

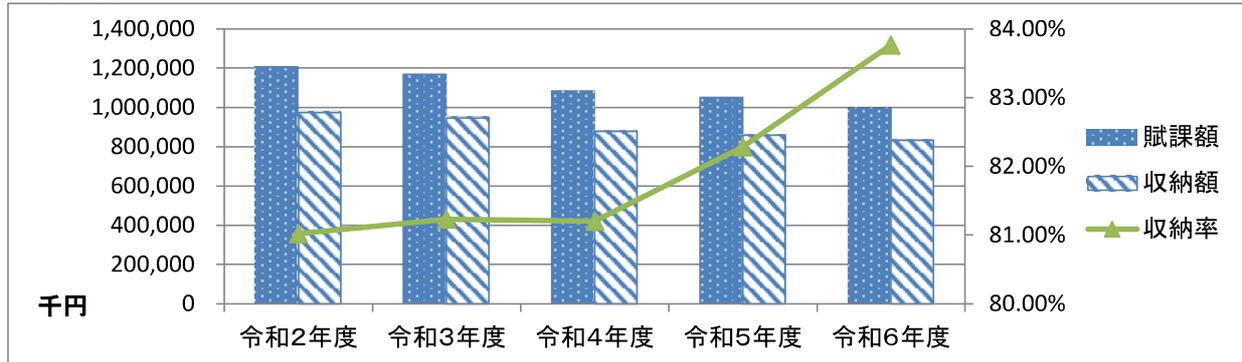
ア～オ (略)

2・3 (略)

第15条の2～第21条 (略)

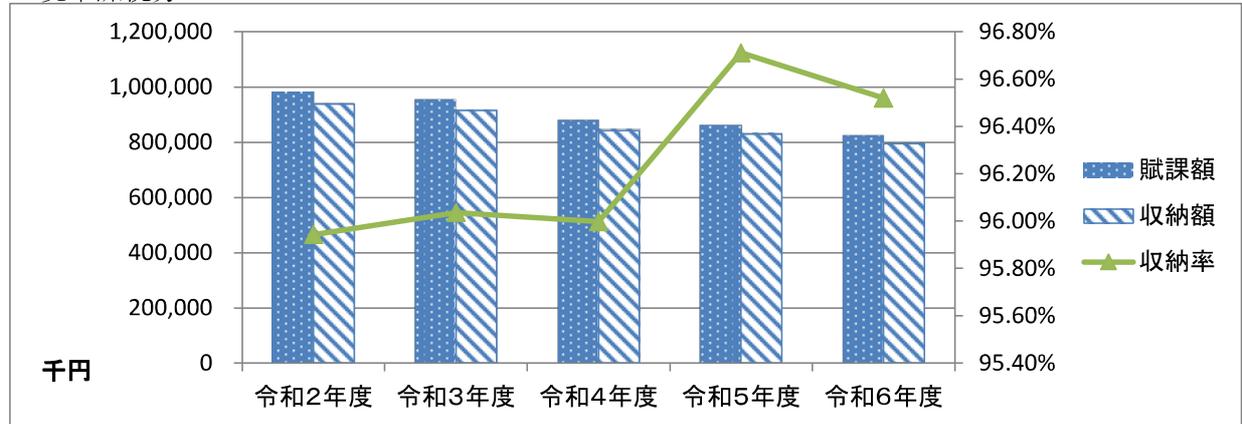
## 国民健康保険税の収納状況

### 1. 保険税全体



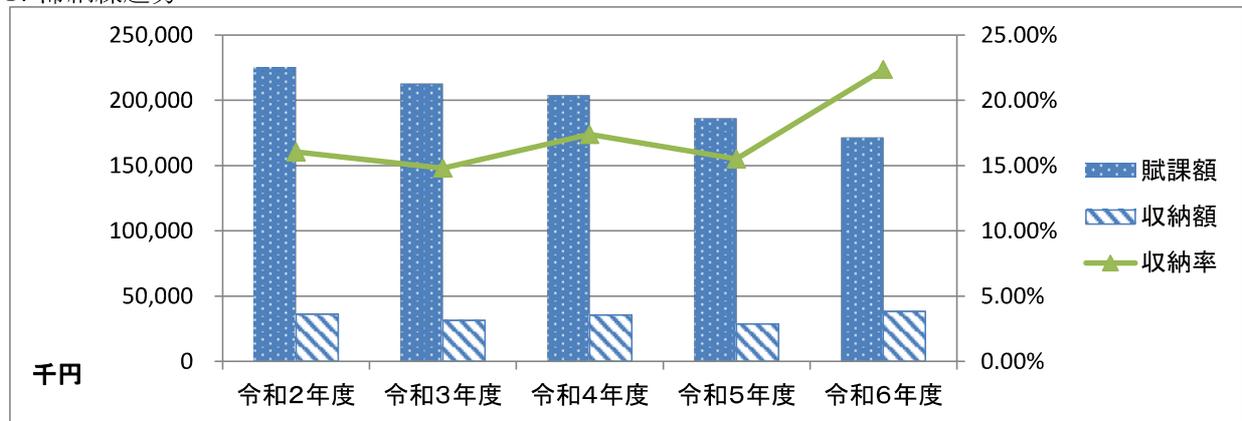
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
賦課額	1,201,256,612円	1,164,650,300円	1,080,433,252円	1,043,033,246円	993,967,673円
収納額	973,257,526円	946,046,432円	877,298,832円	858,234,685円	832,633,698円
収納率	81.02%	81.23%	81.20%	82.28%	83.77%

### 2. 現年課税分



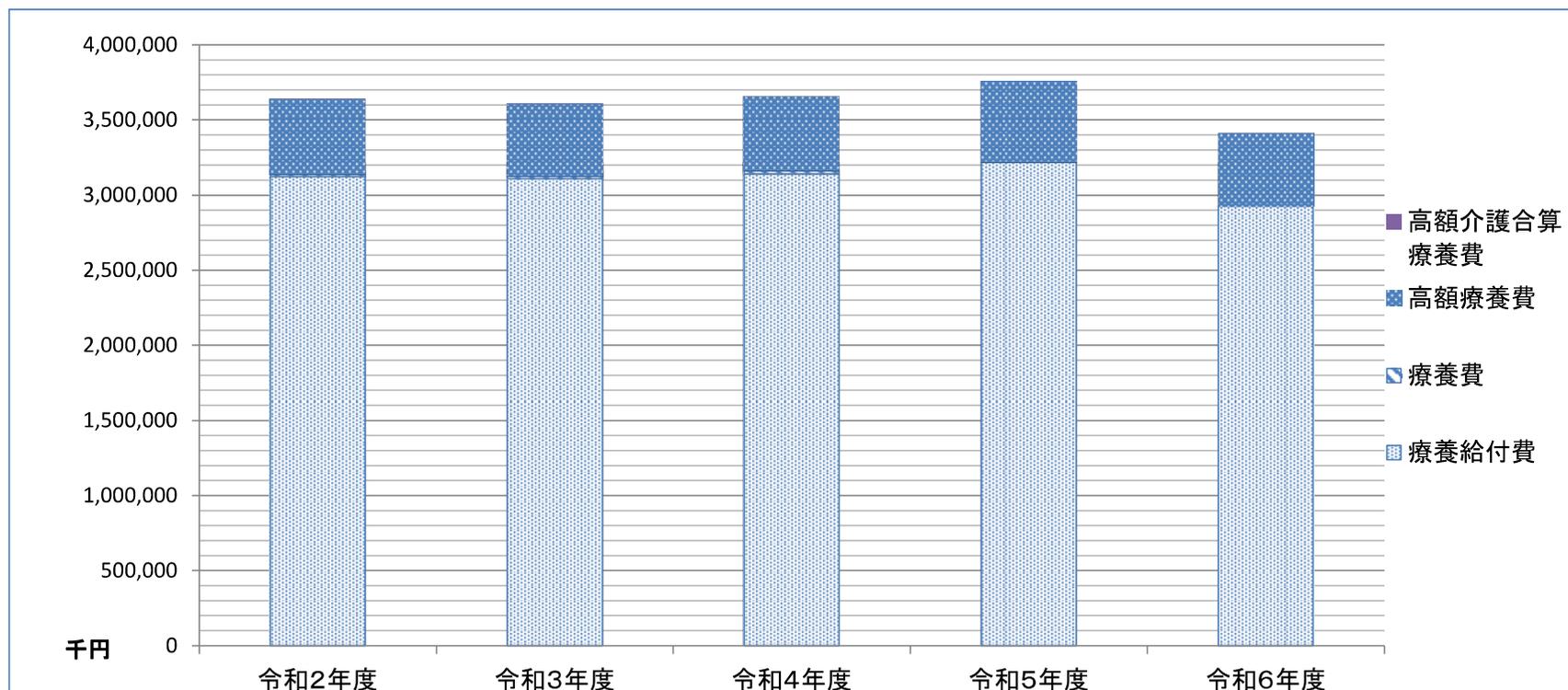
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
賦課額	976,848,000円	952,354,400円	877,057,900円	857,667,600円	823,043,300円
収納額	937,215,624円	914,600,292円	841,950,753円	829,459,511円	794,400,960円
収納率	95.94%	96.04%	96.00%	96.71%	96.52%

### 3. 滞納繰越分



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
賦課額	224,408,612円	212,295,900円	203,375,352円	185,365,646円	170,924,373円
収納額	36,041,902円	31,446,140円	35,348,079円	28,775,174円	38,232,738円
収納率	16.06%	14.81%	17.38%	15.52%	22.37%

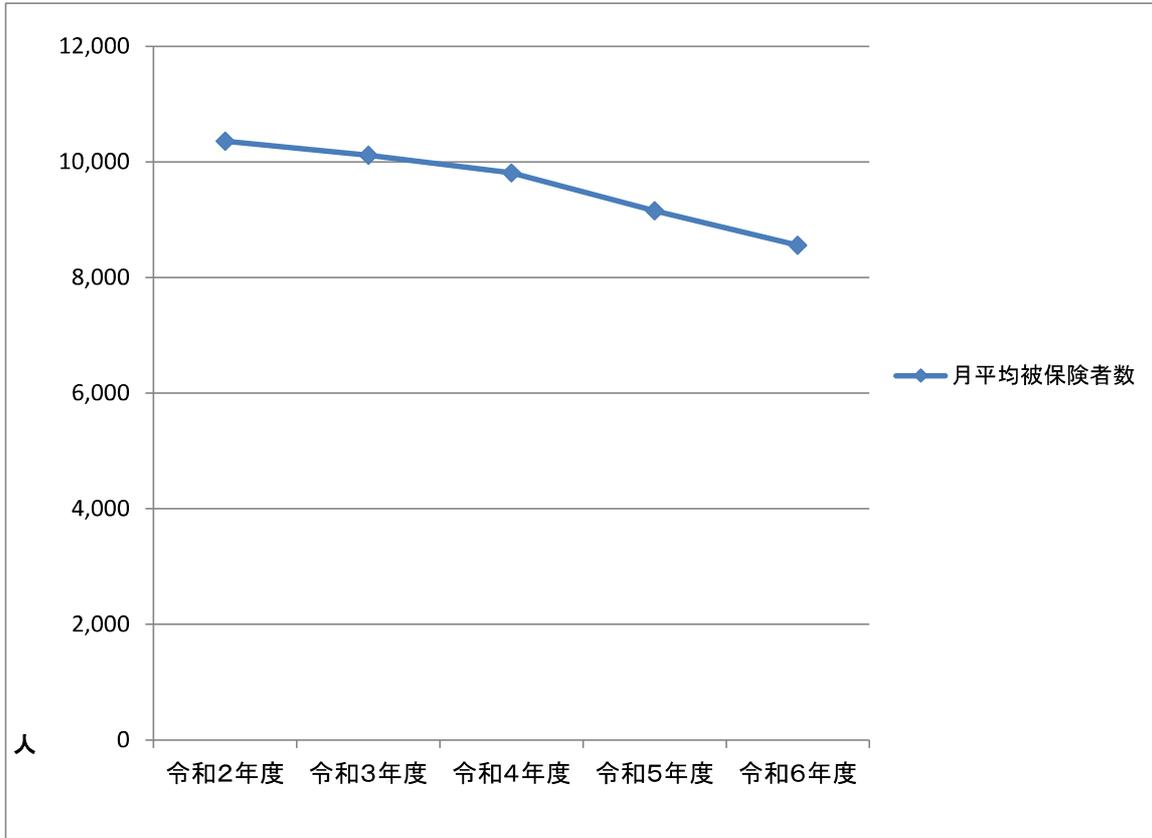
### 療養諸費及び高額療養費の推移



単位:円【決算書より】

年度	療養給付費		療養費		高額療養費		高額介護合算療養費		合計	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
令和2年度	3,123,526,596	98.2%	15,784,181	76.0%	501,119,144	100.9%	355,725	51.2%	3,640,785,646	98.4%
令和3年度	3,108,835,550	99.5%	16,991,112	107.6%	477,801,708	95.3%	334,416	94.0%	3,603,962,786	99.0%
令和4年度	3,143,227,267	101.1%	15,747,979	92.7%	491,461,474	102.9%	562,788	168.3%	3,650,999,508	101.3%
令和5年度	3,218,248,064	102.4%	15,652,334	99.4%	533,029,108	108.5%	180,595	32.1%	3,767,110,101	103.2%
令和6年度	2,924,977,000	90.9%	16,350,131	104.5%	480,992,135	90.2%	331,051	183.3%	3,422,650,317	90.9%

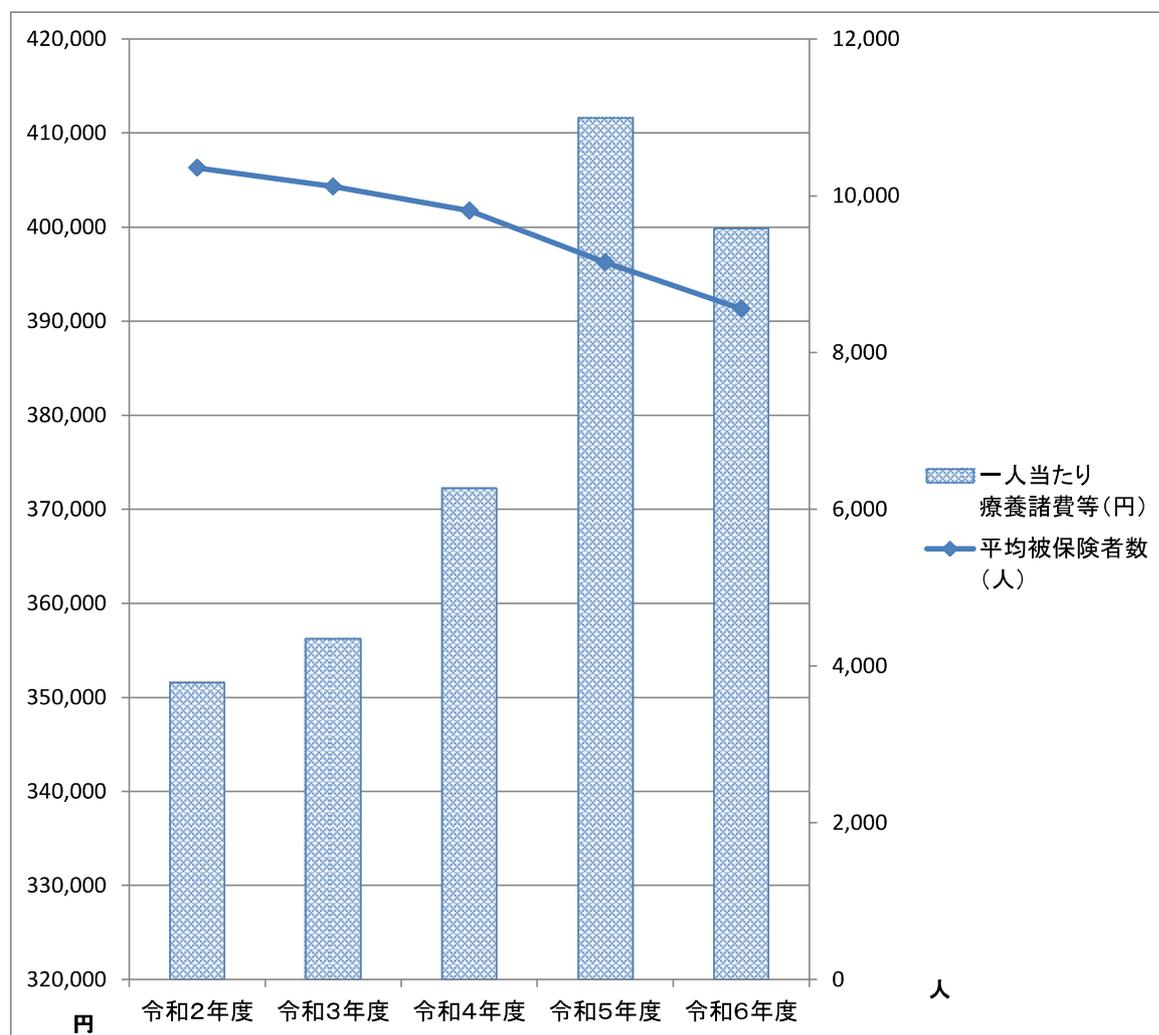
## 被保険者数の推移



単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3月	10,413	10,161	9,970	9,369	8,739
4月	10,521	10,258	10,078	9,453	8,798
5月	10,498	10,215	10,016	9,354	8,744
6月	10,449	10,191	9,980	9,273	8,684
7月	10,403	10,158	9,925	9,195	8,680
8月	10,363	10,123	9,888	9,160	8,656
9月	10,328	10,082	9,864	9,128	8,596
10月	10,286	10,069	9,720	9,052	8,474
11月	10,242	10,026	9,612	8,991	8,400
12月	10,262	10,054	9,590	9,017	8,375
1月	10,265	10,049	9,560	8,960	8,296
2月	10,248	10,019	9,503	8,888	8,274
年間被保険者数	124,278	121,405	117,706	109,840	102,716
月平均被保険者数	10,356	10,117	9,809	9,153	8,560
前年度比 (月平均被保険者数)	96.6%	97.7%	97.0%	93.3%	93.5%

## 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移



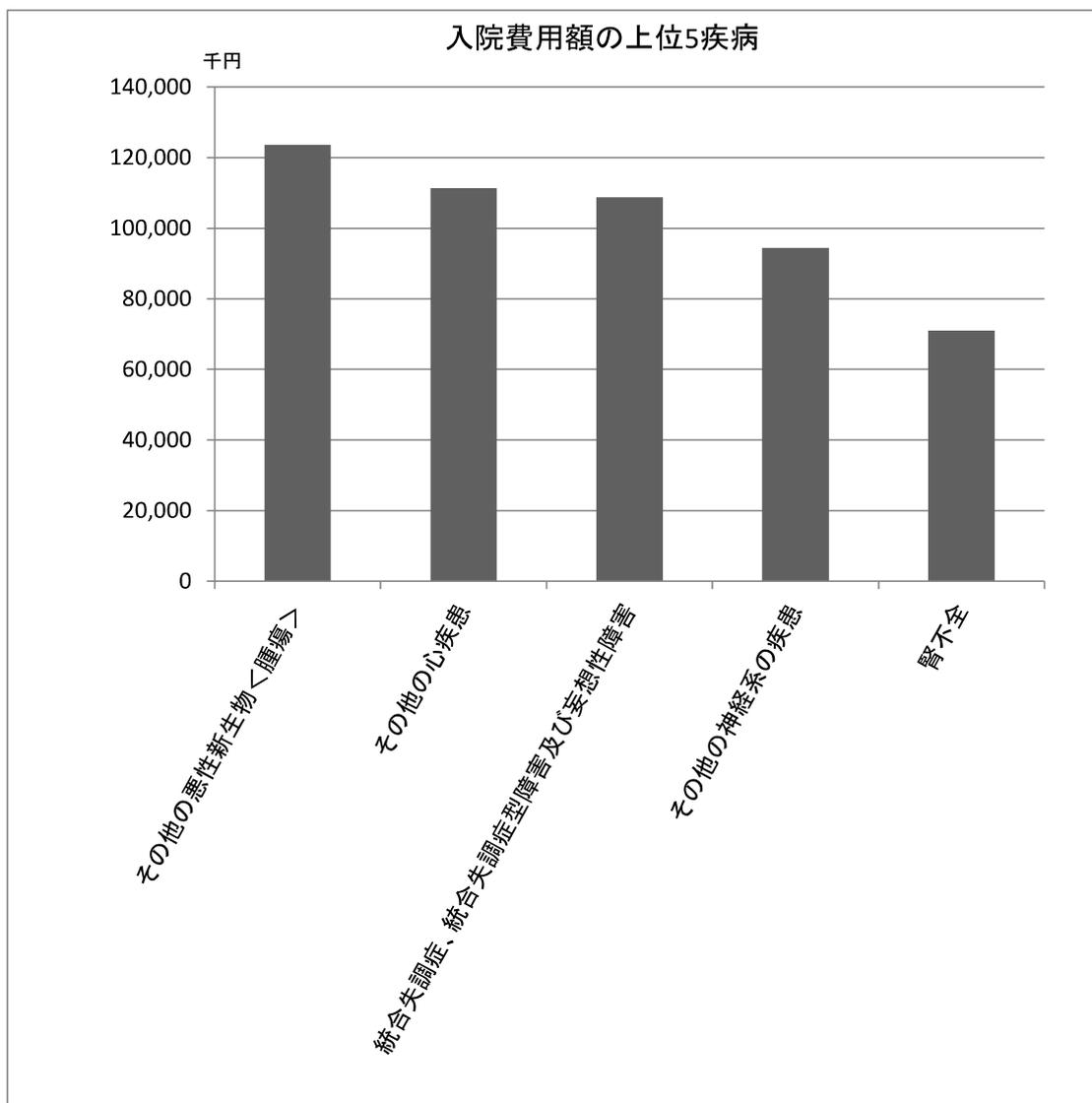
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療養諸費等 (円)	3,640,785,646	3,603,962,786	3,650,999,508	3,767,110,101	3,422,650,317
平均被保険者数 (人)	10,356	10,117	9,809	9,153	8,560
一人当たり療養諸費等 (円)	351,563	356,228	372,209	411,571	399,842
対前年度比 (一人当たり療養諸費等)	101.8%	101.3%	104.5%	110.6%	97.2%

## 疾病中分類（130項目）別の件数、費用額の上位5疾病

### 1. 入院の件数、費用額の上位5疾病とその割合

件 数			
順位	疾病分類項目	件数	割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	286	11.5%
2	その他の神経系の疾患	178	7.2%
3	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	164	6.6%
4	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	106	4.3%
5	その他の心疾患	92	3.7%

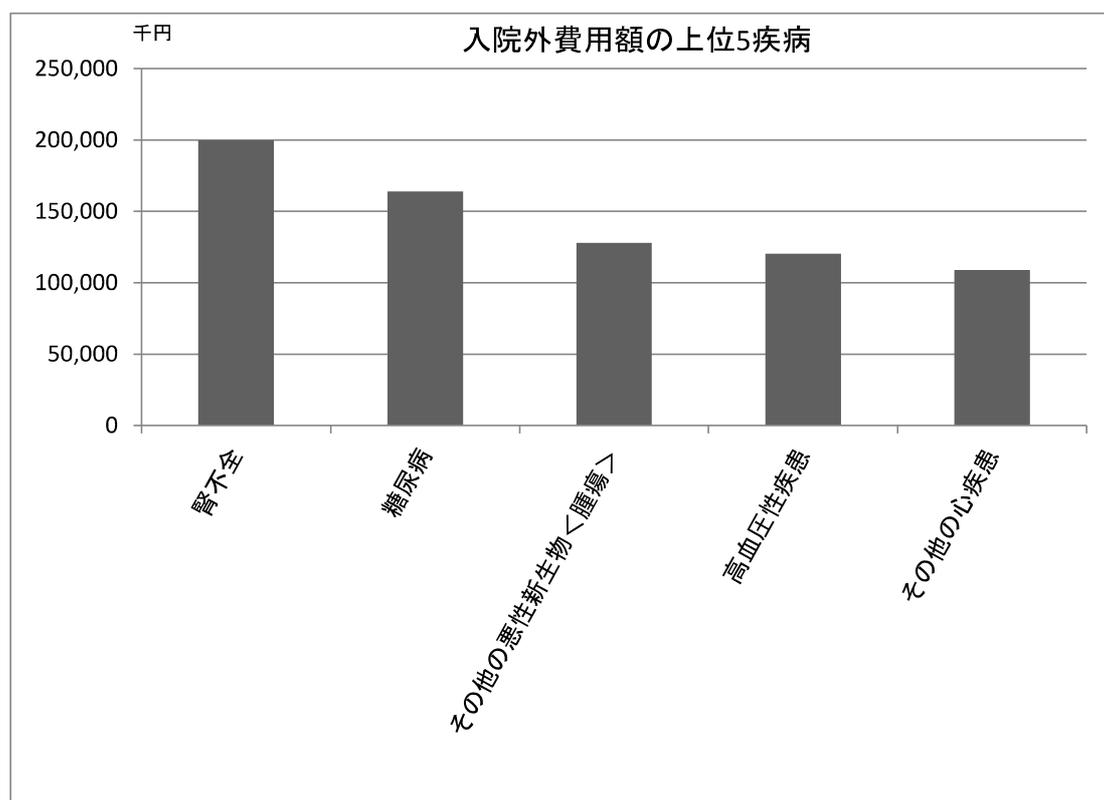
費用額			
順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	123,640,190	7.8%
2	その他の心疾患	111,333,610	7.0%
3	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	108,732,100	6.8%
4	その他の神経系の疾患	94,376,530	5.9%
5	腎不全	70,955,250	4.5%



## 2. 入院外の件数、費用額の上位5疾病とその割合

件数			
順位	疾病分類項目	件数	割合
1	高血圧性疾患	10,440	13.1%
2	糖尿病	6,442	8.1%
3	脂質異常症	6,337	7.9%
4	その他の眼及び付属器の疾患	5,018	6.3%
5	その他の神経系の疾患	2,540	3.2%

費用額			
順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	腎不全	199,721,130	10.4%
2	糖尿病	164,056,650	8.6%
3	その他の悪性新生物<腫瘍>	128,004,530	6.7%
4	高血圧性疾患	120,376,000	6.3%
5	その他の心疾患	108,885,380	5.7%



## 決算状況調べ

	税率改定											
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入・歳出当初予算額	6,205,213,000	6,215,232,000	6,770,632,000	6,617,124,000	6,474,841,000	5,246,855,000	5,454,270,000	5,619,985,000	5,228,776,000	5,047,757,000	5,178,120,000	4,605,099,000
歳入決算額	5,932,173,791	5,881,515,729	6,334,174,377	6,290,623,858	6,320,878,097	5,646,283,555	5,623,418,949	5,307,326,138	5,192,454,339	5,120,991,806	5,239,561,015	4,864,503,082
歳出決算額	5,832,166,608	5,880,516,097	6,334,173,495	6,290,623,821	6,164,987,125	5,294,037,120	5,504,547,534	5,232,713,489	5,135,505,083	5,020,889,050	5,157,938,648	4,786,670,782
繰越明許	0	999,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:円

繰越金	100,007,183	632	882	37	155,890,972	352,246,435	118,871,415	74,612,649	56,949,256	100,102,756	81,622,367	77,832,300
-----	-------------	-----	-----	----	-------------	-------------	-------------	------------	------------	-------------	------------	------------

翌年度歳入繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定外繰入金	0	33,263,000	17,574,000	16,251,000	0	0	0	0	0	0	0	0

## 基金状況調べ

基金積立金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立額	130	130	130	60	51	51	30,002,537	260,005,133	317,008,500	61,012,075	120,308,327	135,915,614
年度末 基金保有額	522,468	522,598	522,728	522,788	522,839	522,890	30,525,427	290,530,560	607,539,060	668,551,135	788,859,462	924,775,076

※基金保有額については、3月31日現在で集計しております。